

公益財団法人松山市スポーツ協会全国大会参加激励費交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、松山市におけるスポーツの育成を図るため、各種全国大会参加者に対し、公益財団法人松山市スポーツ協会が激励費を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 激励費は、次の各号に該当する全国大会（愛媛県内で開催される大会を除く。）に参加するチーム又は個人の監督・選手に対して予算の範囲内で交付する。但し、松山市在住者に限る。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟している競技団体が主催すること
- (2) 県予選等を経た全国大会であること
- (3) 一般社会人を対象とした全国大会であること
- (4) その他会長が特に認めた全国大会であること

(激励費の額)

第3条 激励費の額は、第1号に定める額に第2号に定める人数を乗じて得た額とする。

- (1) 1人5,000円とする。
- (2) 各種目の競技規則による監督及び選手の数（当該全国大会開催要項等に定められた人員の範囲内に限る。）

(激励費の申込み)

第4条 激励費の交付を受けようとする者は、全国大会開催日の10日前までに、加盟団体を通じて、激励費交付申請書を提出しなければならない。

(激励費の交付)

第5条 激励費は、全国大会参加前に全額交付する。

(委 任)

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年3月3日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年2月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月31日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公益財団法人松山市体育協会の移行登記の日（平成24年7月4日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 4 日から施行する。